

省 令

○農林水産省令第四十七号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）  
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法  
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め  
る。

平成元年十二月二十日

農林水産大臣 鹿野 道彦

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第  
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表一の一の項地域の欄中「コスタ・リカ」の  
下に、「コロンビア、エクアドル」を、「オーストラ  
リア連邦」の下に、「タスマニアを除く。」を加え、  
同表の二の二の項地域の欄中「オーストラリア連  
邦」の下に「（タスマニアを除く。）」を加え、同表  
の四の項植物の欄中「フアンタジタ種及びび」を「フ  
アイアブライト種、フアンタジタ種及びび」に、「ド  
ソン種及びびピンダ種」を「サム種、ドーソン種、  
ピンダ種、ランバート種及びブレニア種」に改め  
る。

附 則

この省令は、平成元年十二月二十二日から施行  
する。ただし、別表一の一の項地域の欄の改正規  
定中、「コロンビア、エクアドル」を加える部分は、  
平成二年一月十六日から施行する。